

# 結城市 部活動の運営方針



令和3年6月

結城市教育委員会

## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ・はじめに                       | 1  |
| 第1 「結城市部活動の運営方針」策定の趣旨       | 2  |
| 第2 新たな部活動に向けての市運営方針         | 3  |
| 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営      | 3  |
| 2 適切な部活動の運営のための体制整備         | 4  |
| 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | 7  |
| 4 適切な休養日等の設定                | 9  |
| 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備      | 11 |
| 6 学校単位で参加する大会等の見直し          | 13 |
| 7 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策     | 15 |
| ・終わりに                       | 16 |

---

## はじめに

- 学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本市のスポーツや文化及び科学等の振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本市の部活動は、長年にわたり顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力や技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤や芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものとして、部活動を持続可能なものとするためには、働き方改革を踏まえ、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

## 第1 「結城市部活動の運営方針」策定の趣旨

- 「結城市部活動の運営方針」（以下、「市運営方針」という。）は、本市における義務教育である公立中学校段階の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

  - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること
  - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること

とともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。

◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。

◇ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「運動部活動ガイドライン」という。）、「文化部活動の在り方に

関する総合的なガイドライン」(以下、「文化部活動ガイドライン」という。)並びに「茨城県部活動の運営方針」(以下、「県運営方針」という。)並びに「市運営方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

- 市教育委員会は、「市運営方針」に基づく公立中学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

## 第2 新たな部活動に向けての市運営方針

### 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後とも計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後とも計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し理解を求める。

## 2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「市運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

### （１）部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

イ 校長は、「活動計画」及び「活動実績」（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を先月の２０日までに、部顧問に提出させる。

※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

ウ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うなど、必要に応じて学校に対して支援を行う。

### （２）部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（令和３年３月１０日保体第１５０５号）」（別添１）を参考にして、円滑に部活動の運営が実施できるよう部活動数の調整を図る。

また、外部指導者の採用に当たっては、校長の面接のもと委嘱状を交付する。委嘱状の内容に違反する場合は、期間途中でも解任することもある。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 部顧問は、校長の決裁の上、校長は、活動方針及び活動計画等を生徒及び保護者へ通知をする。

オ 部顧問は、中学校3校で協議により決定した部活動終了時刻を厳守する。

【完全下校時刻】

|       |      |                      |
|-------|------|----------------------|
| 4～9月  | 6：00 |                      |
| 10月   | 5：30 | ※10月の県西新人大会までは 5：40  |
| 11月   | 5：15 |                      |
| 12～1月 | 5：00 |                      |
| 2月    | 5：30 |                      |
| 3月    | 5：45 | ※中間・期末テストの3日前は休部とする。 |

カ 各学校は、すべての部活動の練習計画が閲覧できるように校内に掲示をする。

キ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置が可能な場合、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定する。

- ・ 学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

ク 原則として、朝の活動は行わない。

※陸上練習や駅伝練習など特設の活動を必要とする場合には、校長の許可・保護者の承認を得て活動期間を明確にして行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

カ 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わないこと。

高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

## 4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

◇ 文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

○ 中学校では、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。（中学校では、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 中学校では、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 定期テストの3日前は休部とする。

○ 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。

○ 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会及び市新人体育大会等のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。

○ 校長は、2に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

◇ 小学校段階においても、部活動と同じようにスポーツ・文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点から十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準ずることが望ましい。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

### (1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、茨城県の中学校第2学年女子の17.2%が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

イ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

### (2) 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいよう多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができ

る文化部活動の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなどが考えられる。

### (3) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体のとの連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

ウ 芸術文化等における各分野の関係団体等は、県もしくは市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等（以下、「大会等」という。）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

- 結城市小中学校体育連盟及び結城市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を含めた在り方について見直すとともに、各学校の部活動が参加する大会等数の上限の目安を原則12と定める。
- 校長は、結城市小中学校体育連盟及び結城市教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 学校単位で参加する大会については、校長の許可を得て参加する。
- 宿泊を伴う大会への参加は原則禁止とする。原則とは、県大会・関東大会・全国大会等、校長が認めたものとする。

## 7 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策

◇ 地域の感染状況等を踏まえ、当面の間、「密閉」、「密集」、「密接」の3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法等を工夫する必要がある。

### (1) 日常の活動

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。また、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により部活動への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

イ 地域の感染状況を注視しながら、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。特に屋内において、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避ける。

ウ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないようにする。

エ 活動内容・時間や休養日については、県西地区小中学校体育連盟より出された「部活動再開に向けた県西モデル」を参考にするとともに、各学校の部活動ガイドラインに準拠して、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

オ マスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。また、部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。

感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、部活動は自粛する。

## (2) 地方大会や対外試合等への参加について

地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会等への参加の必要性を判断するようにする。感染リスクへの対応が整わない場合は、大会への参加を見合わせることも考えられる。仮に、大会に参加する場合は、会場への移動時や会場の更衣室利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止策を講じるようにする。

## (3) 感染状況等に伴う活動について

上記(1)及び(2)のような対策を徹底しながら活動しても、地域の感染状況等によっては、活動時間や内容の制限、活動の自粛なども考えられる。

## ※参考資料

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日）

○新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（令和3年4月30日）

## 終わりに

○ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月 文部科学省）」において、以下のことが示された。

・これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するためには、特に休日の部活動における教師の負担軽減を図る必要がある。部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教

師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきである。

・一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）との連携を図りながら、地方自治体等において、地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められる。

- 結城市教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ・芸術文化等の活動の機会の確保・拡充に向けた方策を検討する必要がある。



## 別添 1

保体第1505号  
義教第2643号  
高教第2901号  
特教第1213号  
令和3年3月10日

市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 殿  
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長  
(公 印 省 略)

### 働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について（通知）

このことについては、これまでも各学校の部活動の適正化に向けた取組の一つとして、「茨城県部活動の運営方針」（令和元年7月）において、部活動数の調整をお願いしてまいりましたが、生徒数が減少している状況における部活動の在り方及び顧問教員の指導に係る業務の適正化を図る観点から、部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立等について、改めて見直しを図ることといたしました。

つきましては、別添「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について」を参考に、各学校の実情に応じて、適切に対応願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、このことを貴管下の学校に周知願います。

#### 【問い合わせ先】

##### 〔運動部に関すること〕

茨城県教育庁学校教育部

保健体育課 学校体育担当 TEL：029-301-5353

##### 〔文化部に関すること〕

茨城県教育庁学校教育部

義務教育課 指導担当 TEL：029-301-5226

高校教育課 指導担当 TEL：029-301-5260

特別支援教育課 指導担当 TEL：029-301-5280

## 働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について

### 1 部活動の適正数設置の目的について

- 生徒数が減少している状況において、生徒がより意欲をもって活動できる人数や連帯感を感じられる人数となるようにし、部活動の目的であるスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の効果的な育成を目指す。
- 複数顧問体制を確立し、指導時間を分担して取り組むなど、顧問教員（教職員）の負担の軽減を図る。

### 2 部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立について

各部活動に顧問教員（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）を原則複数人数配置できる部活動数とする。

【例：教員が30人（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）の場合、15部活動以下が望ましい。】

※同じ種目で男女一緒に活動している場合は1部活動、別に活動している場合は2部活動とする。

※時限的活動または大会時のみの活動のため、特設部を設置している場合は、引率をする教員は必要であるが、顧問教員（教職員）は配置しなくてもよい。

### 3 部活動数の削減の目安等について

#### (1) 削減の条件について

- ・原則として、新入生が加入した時点で、運動部は団体登録人数（バレーボール部であれば6人）に満たない場合、文化部は6人未満の場合を削減の対象とする。

#### (2) 検討時期における対応について

- ・(1)の削減の条件に当てはまる状況が2年続いた場合は、その年度内に廃部とする。
- ・(1)の削減の条件に当てはまる1年目の時点で、合同部活動や拠点校部活動を実施したり、地域クラブ等と連携したりしながら、活動の場の確保について検討する。
- ・今後の部活動の対応等については、生徒や保護者等に早めに公表し、段階的に部活動の削減を進める。

#### (3) 留意点について

- ・生徒、保護者、地域の実態を考慮し、十分に説明を行った上で慎重に削減をする。
- ・中学校においては、小学6年生等への部活動加入希望調査を行うなど、見通しをもって対応する。
- ・国体正式競技かつ県内で設置数の少ない競技等の部活動については、削減の条件に当てはまる場合でも、対象としなくてもよい。
- ・特色選抜を実施している高等学校において、削減の条件に当てはまる場合は、十分に検討し対応する。
- ・特別支援学校においては、部活動に参加する生徒数が少ないため、学校の実情に応じて対応する。

### 4 部活動の加入について

部活動は任意加入とする。ただし、加入の推奨を妨げるものではない。

※ 中学校学習指導要領（第1章総則 第5 学校運営上の留意事項）

高等学校学習指導要領（第1章総則 第6款 学校運営上の留意事項）

『生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については・・・。』

### 5 各学校及び市町村教育委員会の対応について

- (1) 令和3年度から、各学校は、本通知を基に部活動の適正数設置に向けた見直しを図る。
- (2) 各市町村教育委員会は、本通知を基に各学校に助言する。

## 「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について」 のQ&A

Q 1 複数顧問体制にする意図は。

A 1

- 複数顧問配置により、分担して部活動指導に当たること、顧問教員の指導時間の削減を図り、働き方改革に対応するものとする。

【分担の例】 ・指導日を分ける。

(それぞれの顧問が効果的に指導できる活動内容に見直すことが大切)

・部活動に係る業務内容を分ける。

Q 2 削減の検討時期における対応とは。

A 2 中学校男子バレーボール部（団体登録人数6人）の例

|        | 令和3年度                                                                  |            |             | 令和4年度                                                                                   |            |             | 令和5年度        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|--------------|
|        | 5月<br>(入部)                                                             | 7月<br>(総体) | 10月<br>(新人) | 5月<br>(入部)                                                                              | 7月<br>(総体) | 10月<br>(新人) | 4月           |
| 1年生(人) | 1                                                                      | 1          | 1           | 1                                                                                       | 1          | 1           | バスケットボール部へ転部 |
| 2年生(人) | 2                                                                      | 2          | 2           | 1                                                                                       | 1          | 1           | 地域クラブで活動     |
| 3年生(人) | 2                                                                      | 2          | —           | 2                                                                                       | 2          | —           |              |
| 合 計    | 5                                                                      | 5          | 3           | 4                                                                                       | 4          | 2           |              |
| 活動     | <div> <p>単独での活動や拠点校部活動、合同部活動での活動、合同チームによる大会参加など、場の確保をしながら活動</p> </div> |            |             | <div> <p>単独での活動や拠点校部活動、合同部活動による場の確保に加え、転部や地域のクラブへの移行等について、生徒、保護者の意思を確認</p> </div>       |            |             | —            |
|        |                                                                        |            |             | 年度末までに廃部                                                                                |            |             |              |
| 留意点    | <div> <p>令和4年度も団体登録人数に満たない場合は、令和4年度内に廃部にする旨を生徒、保護者に周知</p> </div>       |            |             | <div> <p>新入生が入った時点で、団体登録人数に満たないため、今年度中に削減することを決定し、令和5年度に部員を募集しないことを生徒、保護者に周知</p> </div> |            |             | —            |

※新入生が入部し、団体登録人数を満たした場合は、削減の対象から外れる。

**Q3 特設部とは。**

**A3**

- 学校に希望する部活動がなく地域のクラブ等で活動している生徒や、拠点校部活動で活動しており、自校に当該部活動が設置されていない生徒が、中高体連主催等の大会に出場する場合、学校長の判断により、特別に設置する部活動をいう。

【例】時限的な活動としている駅伝部や、大会時のみの活動としている水泳部など。  
その他、MBXやスケートボード等も考えられる。

**Q4 合同部活動とは。**

**A4**

- 単独で活動や試合をすることができない複数校で編成する部活動のこと。(複数校それぞれに顧問教員の配置が必要)  
大会への出場については、合同チームを編成している各学校が、県中高体連に加盟しており、各地区の中高体連が承認していれば可能である。
- 中学校においては、合同を組むいずれか1校の部員数が、競技人数を上回っている場合でも編成ができる。
- 高等学校においては、いずれの学校も競技人数を満たしていない場合に限る。ただし、全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としているため、部員不足に伴う合同チームでの参加は認めていない。

**Q5 拠点校部活動とは。**

**A5**

- 少子化による部員減少や専門的な指導の充実及び生徒や保護者のニーズに対応する練習環境を確保するため、複数校で活動する部活動のこと。(拠点校には顧問教員の配置が必要)
- 対象は全部活動で、通常の活動は拠点校で、基本的に練習のみ行う。  
中体連主催の大会に出場する場合は、団体種目については、中体連合同チーム参加規程に則っていること。個人種目については、在籍している学校長の承認を得て、在籍している学校名で出場すること。  
※在籍校：拠点校に通う生徒が在籍する学校
- 拠点校部活動を行うためには、在籍校の校長が拠点校の校長に依頼をし、承認を得る。
- 拠点校部活動の顧問は、拠点校の顧問教員が行い、在籍校の教員は指導をしなくてもよい。ただし、在籍校は連絡調整(窓口)を担う教員を置く。
- 在籍校の生徒がけがをした場合は、通常の部活動と同様に日本スポーツ振興センターの給付の対象となるが、手続きは在籍校で行う。

**Q6 合同部活動と拠点校部活動の違いは。**

**A6**

- 合同部活動は全ての学校に顧問教員を配置するが、拠点校部活動は、拠点校以外の学校においては配置しなくてもよい。
- 合同部活動は、合同チームで練習及び大会参加を行うが、拠点校部活動は、基本的に練習のみとなる。

**Q7 部活動指導員を配置した部活動においては、教員は1人の配置でもよいのか。**

**A7**

- 教員は1人の配置でもよい。  
部活動指導員は顧問教員と同様の指導ができる。

**Q8 副顧問の掛け持ちはよいのか。**

**A8**

- 掛け持ちでないことが望ましい。可能な限り2人以上の複数顧問を配置できる部活動数にしていく。  
【例】1人の教員を、野球部と卓球部の副顧問として配置するようなことは、避けることが望ましい。

**Q9 活動回数が少ない場合は、1人の教員が複数の部活動を担当してもよいのか。**

**A9**

- 活動回数が少ない部活動の組合せ等、1人の教員に負担が集中しないよう配慮しつつ、学校長の判断で顧問教員を適切に配置することとする。  
【例】華道部 1日/週、茶道部 1日/週 の活動を実施するような場合は、複数の部活動を担当することは考えられる。

**Q10 週に2日を活動日としている部活動については、教員1人の配置でもよいのか。**

**A10**

- 活動日数が少なく、1人の顧問に負担がかからないという判断であれば、顧問1人の配置は考えられる。

**Q11 競技人数と団体登録人数との違いは。**

**A11**

- 競技人数は1チームの同時に出場できる最大人数、団体登録人数は試合実施可能な最小人数をいう。  
【例】・サッカーの競技人数は11人であるが、団体登録人数は7人となる。  
・陸上競技の団体登録人数は、リレーを組める4人以上となる。ただし、リレーに出場しなくてもよい。

**Q12 拠点校部活動の拠点となる学校は、自校の部員数が減少しても削減の対象とはしなくてもよいのか。**

**A12**

- 拠点校においても、「部活動の適正数の目安等について」に示す削減を検討すべき部活動の条件は同様とする。

**Q13 国体正式競技かつ県内で設置数の少ない競技等の部活動とは、具体的にどんな部活動を想定しているか。(主に高等学校)**

**A13**

- ボート部、カヌー部、ヨット部、スケート部、自転車競技部、ホッケー部、なぎなた部、ボクシング部、フェンシング部等を考えている。

**Q14 新たな部活動を設置する場合の条件はあるか。**

**A14**

- 複数顧問を配置できる部活動数を目安に、その範囲内で新たに部活動を設置することは可能である。  
部活動の精選をする際は、削減及び生徒のニーズに合った新たな設置等を含めて、部活動が生徒にとって充実したものとなるよう、十分に検討する。

**Q15 県立高等学校入学者選抜における特色選抜を実施している場合の対応は。(高等学校)**

**A15**

- 特色選抜を実施している高等学校において、当該部活動が削減対象に当てはまる場合は、高校教育課と協議の上、対応する。

**Q16 複数の部活動をまとめて、1つの部活動としてよいか。**

**A16**

- 活動内容やスペース、人数などを鑑み、合同での活動が可能である場合は、1つの部に統合してもよい。  
【例】テコンドー部と合気道部 → 国際武道部  
パソコン部とeスポーツ部 → IT部  
演劇部と朗読部 → 表現部